

浜松市西部清掃工場更新事業 実施方針等に対する質問・意見への回答

実施方針に対する質問

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	実施方針	3	I	1	(5)キ	事業者の収入 ①設計・建設業務に係る対価	「設計・建設業務に係る対価」についても別紙-2リスク分担保（物価変動リスク）に記載の通り、管理運営業務に係る対価や運搬業務に係る対価、資源化業務に係る対価と同様に、建設工事請負契約約款第25条第6項（スライド条項）に基づき、物価変動に伴う対価の見直しを実施するための協議ができるという理解でよろしいでしょうか。	設計・建設業務に係る対価の見直しについては、建設工事請負契約約款の規定を想定しています。 詳細は入札公告時に示します。
2	実施方針	3	I	1	(5)キ	事業者の収入 ③運搬業務に係る対価	「運搬委託料は、変動料金（搬入廃棄物量に応じて変動）により支払う」とありますが、灰の実績搬出量に応じて決定するという理解でよろしいでしょうか。	運搬委託料は、灰の実績搬出量に応じて決定ではなく、本施設への搬入廃棄物量に応じて決定します。
3	実施方針	3	I	1	(5)キ	事業者の収入 ④資源化業務に係る対価	「灰資源化委託料は、変動料金（搬入廃棄物量に応じて変動）により支払う」とありますが、灰の実績搬出量に応じて決定するという理解でよろしいでしょうか。	灰資源化委託料は、灰の実績搬出量に応じて決定ではなく、本施設への搬入廃棄物量に応じて決定します。
4	実施方針	4	I	1	(5)	事業の内容	水泳場への蒸気配管及び電気供給配線について、更新工事中に工事の影響を受けないように仮設ラインへ移設を実施する必要があるものと考えてよろしいでしょうか。また水泳場次期事業のリニューアルオープン前改修期間中であれば、蒸気配管および電気供給配線の仮設工事の実施が可能と考えてよろしいでしょうか。	更新工事において、既存の蒸気・電気配管の継続利用が困難となる施工をされる場合は、継続利用が可能となるよう仮設ラインの設置をお願いします。 水泳場次期事業のリニューアルオープン前改修期間は未定のため、仮設工事が可能な時期は現時点では不明です。
5	実施方針	4	I	1	(5)ク	余熱利用について	売電先は浜松新電力を想定されていますでしょうか。	売電先は株式会社浜松新電力を想定しています。
6	実施方針	4	I	1	(5)ク	余熱利用について	インセンティブフィーの条件として「実売電量が提案売電量を超過した場合は、提案時との稼働条件の差異の考慮…」とありますが、ごみ処理量増減の影響を除外するため、ごみ処理トン当たり売電原単位にて精算して頂くものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 詳細は入札公告時に示します。
7	実施方針	4	I	1	(5)ケ	買電について	「本事業における電気事業者との買電に係る契約及び費用負担は本市が行う。」とありますが、買電先は浜松新電力を想定されていますでしょうか。そうでない場合、当該契約および費用負担は事業者所掌としていただけないでしょうか。	買電先は株式会社浜松新電力を想定しています。

実施方針に対する質問

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
8	実施方針	6	Ⅱ	2	(1)	事業者の募集・選定スケジュール作成（予定）	入札説明書等に関する質問回答の公表（第1回）から参加表明書、入札参加資格確認申請書等の受付までの期間はこの程度想定されているかご教示ください。灰資源化企業を含めるとコンソーシアムの企業数が多くなることが想定され、入札参加資格確認申請書に質疑回答を適格に反映させるための時間を考慮頂けますよう、お願い致します。	質問回答の公表（第1回）の回答公表から参加表明書の受付までは10日間ほどを設定する想定ですが、参加表明に係る質問については、先行しての回答も想定しています。
9	実施方針	7	Ⅱ	3	(2)	プラント設備の設計・建設を行う者の要件	納入実績で求められる一般廃棄物処理施設について、ボイラー・タービン式発電設備付きの全燃焼式焼却施設とは、本新設の処理方式であるストーカ式焼却炉を指すと理解してよろしいでしょうか。	納入実績における全燃焼式焼却施設はストーカ式に限りません。 なお、ストーカ式の実績について評価項目において評価することを想定しています。
10	実施方針	9	Ⅱ	3	(2) ア ⑥	各業務を行う者の要件	「本件施設の建築物の建設を行う者にあつては、少なくとも1者は、地方公共団体の一般廃棄物処理施設（平成25年4月以降に稼働した施設に限る。）で全連続燃焼式焼却施設の建築物に係る設計・建設工事の納入実績を有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものであること。」とありますが、当該実績は元請実績では無く、プラントメーカーからの一次下請実績でもよろしいでしょうか。	プラントメーカーからの一次下請実績を可とします。 また、本要件について、「建築物の設計を行う者」には「全連続燃焼式焼却施設の建築物に係る設計の実績」、「建築物の建設を行う者」には「全連続燃焼式焼却施設の建築物に係る建設の実績」をそれぞれ求める形に改定します。 詳細は入札公告時に示します。
11	実施方針	9	Ⅱ	3	(2) ア ⑦	各業務を行う者の要件	「本施設の建築物の建設を行う者にあつては、少なくとも1者は、建設業法における建築工事業に関わる監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。」とあります。 当該技術者の専任配置開始は、建築工事の着工時から、と考えてよろしいでしょうか。	監理技術者の資格者証を有する者の専任配置は工事の着工時から可とします。
12	実施方針	9	Ⅱ	3	(2)	各業務を行う者の要件 イ プラント設備の設計・建設を行う者①	各業務を行う者の要件として、「全連続燃焼式焼却施設」の用語が用いられておりますが、処理方式は焼却（ストーカ、流動床等）、ガス化溶融（シャフト、キルン、流動床等）は問わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、実施方針に対する質問No.9の回答も参照ください。
13	実施方針	11	Ⅱ	3	(2)	各業務を行う者の要件 エ ②	「運搬業務を実施するために必要十分な施設（副生成物を運搬するための車両等）を保有していること」とありますが、当該要件を証する書類は車検証でよろしいでしょうか。	自動車検査証の写しで可とします。
14	実施方針	11	Ⅱ	3	(2)	各業務を行う者の要件 オ ②	1年間以上の運転実績を証する書類として、他自治体からの資源化業務の委託契約の写し等でよろしいでしょうか。その場合、業務の実施期間がわかる項目以外については、黒塗りの上提出することよろしいでしょうか。	他自治体からの資源化業務の委託契約の写しで構いません。民間ノウハウや個人情報に係る内容は黒塗りで構いませんが、内容が分かるものをご提示ください。

実施方針に対する質問

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
15	実施方針	14	Ⅱ	3	(6)	SPCの設立に関する要件 ア	「事業期間に限り、無償で本施設内に設置することを認めるものとする。」とありますが、建設期間中においても本施設内又は既設管理棟にSPCの本店所在地を設置することは可能でしょうか。	建設期間中においては、本施設内又は既設管理棟にSPCの本店所在地を設置することは不可とします。
16	実施方針	24	別紙-2	共通	-	契約締結リスク	「議会で承認されなかった場合」は、『本市の事由により契約が結べない等』に該当するのではないのでしょうか。	「議会で承認されなかった場合」は本市の事由に含まないものとします。
17	実施方針	24	別紙-2	共通	制度関連	法令等の変更リスク	「本事業に『類型的又は特別に』影響を及ぼす法令等の新設・変更」はどういった事例を想定されているのかお示しただけないのでしょうか。	本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令等の新設・変更に該当するかについて、個別事象ごとに影響を確認の上で判断されるため、現時点で明示できません。
18	実施方針	24	別紙-2	共通	-	物価変動リスク ※2	設計・建設期間及び運営期間の対価の見直し時に使用する物価指数は、政府の各種統計、日本銀行等の公表する価格指数、その他社会的に相当程度信頼されている資料等から、貴市と協議して決定するものと考えて宜しいでしょうか。 なお、上記で挙げた物価指数等の例は「公共工事標準請負約款の解説（建設業法研究会編書 大成出版社出版）」より引用しており、妥当なものと考えています。	設計・建設期間及び運営期間の対価の見直し時に使用する物価指数は、入札公告時に示します。 なお、合理性及び妥当性が認められる場合には、契約時に指標を見直すことを可能とすることを想定しています。
19	実施方針	28	別紙3			管理運営業務の範囲	既存施設の周辺が管理運営範囲から外れていますが、管理運営範囲を明確にするための囲いや柵などは設置されますでしょうか。 また、管理運営範囲外の植栽管理等は別途貴市にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	管理運営範囲を明確にするための囲いや柵などを設置する予定はありません。 また、管理運営範囲外の植栽管理等はご理解のとおりです。

浜松市西部清掃工場更新事業 実施方針等に対する質問・意見への回答

要求水準書(案)に対する質問

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	要求水準書(案) (設計建設業務編)	4	第1章	第2節	6	立地条件	工業用水は西遠工業用水道を使用し、管路は既設工場まで敷設されているものとしてよろしいでしょうか。取り合い点をご提示ください。	工事用水は西遠工業用水道を使用します。取り合い点は、入札公告時に示します。
2	要求水準書(案) (設計建設業務編)	4	第1章	第2節	6	立地条件	上水、下水の取り合い点をご提示ください。	入札公告時に示します。
3	要求水準書(案) (設計建設業務編)	4	第1章	第2節	6	立地条件	敷地周辺設備の燃料として都市ガスの施設はなしとありますが、近隣に都市ガス導管があり敷地内への引込が可能な場合は、都市ガスを燃料とすることは可能でしょうか。電力の引込工事に係る工事費負担金は入札価格には含めないことになっておりますが、都市ガスの施設で負担金が発生する場合はどのように考えればよろしいでしょうか。	都市ガスを燃料とすることを可とします。また、都市ガスの引込工事に係る工事負担金は入札価格に含めるものとします。
4	要求水準書(案) (設計建設業務編)	4	第1章	第2節	6(1)	1)気温	この気温は建設地での最高、最低温度を示すもので、空調設計においては建築設備設計基準の設計用屋外条件に記載の浜松の条件にて設計をしてよろしいでしょうか。	空調設計においても、近年の気候変動や30年以上の使用を考慮し、P4 1) 気温 最高41.1℃ 最低-4.3℃を条件として設計してください。
5	要求水準書(案) (設計建設業務編)	17	第1章	第7節	(5)ク	表1-2 性能保証項目 16 炉室内温度	炉室内は室内温度が機器性能に影響致しませんので、局部温度は外気温度+17℃、室内温度は外気温度+12℃として頂けないでしょうか。これにより、消費電力の低減に繋がります。また測定場所を排気口とした場合、記載の測定温度を満足することは困難です。そのため、測定場所を「炉室内作業エリア」または「貴市が指定する場所」と変更いただけないでしょうか。	保証値は各機器や盤の故障を防ぐため、要求水準書(案)に示すとおりとします。 測定場所は、以下と改定します。 「(1) 測定場所：本市の承諾を得た場所。」
6	要求水準書(案) (設計建設業務編)	17	第1章	第7節	5	表1-2 性能保証項目 18 機械関係諸室内 温度	機械関係諸室は室内温度が機器性能に影響致しませんので、局部温度は外気温度+17℃、室内温度は外気温度+12℃として頂けないでしょうか。これにより、消費電力の低減に繋がります。また測定場所を排気口とした場合、記載の測定温度を満足することは困難です。そのため、測定場所を「機械関係諸室内作業エリア」または「貴市が指定する場所」と変更いただけないでしょうか。	保証値は各機器や盤の故障を防ぐため、要求水準書(案)に示すとおりとします。 測定場所は、以下と改定します。 「(1) 測定場所：本市の承諾を得た場所。」

要求水準書(案)に対する質問

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
7	要求水準書(案) (設計建設業務編)	17	第1章	第7節	5	表1-2 性能保証項目 19 発電機室温度	発電機室は室内温度が機器性能に影響致しませんので、局部温度は外気温度+17℃、室内温度は外気温度+12℃として頂けないでしょうか。これにより、消費電力の低減に繋がります。 また測定場所を排気口とした場合、記載の測定温度を満足することは困難です。そのため、測定場所を「発電機室内作業エリア」または「貴市が指定する場所」と変更いただけないでしょうか。	保証値は各機器や盤の故障を防ぐため、要求水準書(案)に示すとおりとします。 測定場所は、以下と改定します。 「(1) 測定場所：本市の承諾を得た場所。」
8	要求水準書(案) (設計建設業務編)	17	第1章	第7節	5	表1-2 性能保証項目 20 空調設備	冬季、湿度を40%以上確保する方法として、卓上又は床置き加湿器を用いた方法でもよろしいでしょうか。	卓上又は床置き加湿器とする場合には、給水等の負担が生じることから、各室設置の空調機に加湿機能を持たせて湿度の性能を保証する方針とします。
9	要求水準書(案) (設計建設業務編)	27	第1章	第11節	1	建設業務の基本的な考え方 (6)	「調整により費用負担が生じた場合は、明確に本市が負担すべき費用以外は、本事業の費用にて負担すること」とありますが、貴市が明確に負担すべき費用か否かの判断については、要求水準書及び事業者提案を基に貴市と協議の上決定するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	要求水準書(案) (設計建設業務編)	31	第1章	第11節	7(8)	工事用車両の搬入出経路	工事用地内への出入口は、工事用に設置しても宜しいでしょうか。	更新用地北側の出入口および調整池南西側の出入口を工事用出入口として利用することを可とします。また、更新用地南側及び東側への出入口の設置は、現工場の稼働、一般の交通・歩行者等への対策を考慮した上で提案を可とします。
11	要求水準書(案) (設計建設業務編)	31	第1章	第11節	7(10)	仮設物 4)	監理業者用現場事務所は、建設事業者用の事務所と合棟でも宜しいでしょうか。 また、会議室は建設事業者用の会議室と共用で宜しいでしょうか。	合棟を可とします。 また、建設事業者用の会議室は、P29 6施工管理(3)本市との会議に影響がないことを条件として、提案を可とします。
12	要求水準書(案) (設計建設業務編)	32	第1章	第11節	7	作業日及び作業時間	『作業日は、原則として、、、この限りではない。』となっておりますが、近年の作業員不足などから、現場閉所ではなく、働き方改革を考慮したうえで休日(土日祝日)も通常作業可能と理解してよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
13	要求水準書(案) (設計建設業務編)	33	第1章	第11節	7(19)	地域振興	「市内の業者」とありますが、市内の業者の定義については、「本市内に本店(建業法に規定する主たる営業所を含む)を有する者」という理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
14	要求水準書(案) (設計建設業務編)	39	第2章	第1節	4	低炭素に資する施設	二酸化炭素排出量に考慮した燃料使用の計画について記載がありますが、二酸化炭素排出量係数が油よりも小さい都市ガスについて検討は可能でしょうか。	要求水準書(案)に対する質問No.3の回答をご参照ください。

要求水準書(案)に対する質問

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
15	要求水準書(案) (設計建設業務編)	41	2	2	2	配置動線	更新用地北側の出入口および調整池南西側の出入口を一般車両出入口等の用途で使用してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
16	要求水準書(案) (設計建設業務編)	42	第2章	第3節	1(2)	計量方法及び計量回数  表2-2 計量方法及び計量回数	資源物持込車両、資源物搬出車両は計量の必要はないとの理解で宜しいでしょうか。	回収物の売却までが本事業の範囲となることから、売却量の市への報告を条件とし、計量場所は提案とします。
17	要求水準書(案) (設計建設業務編)	43	第2章	第3節	2	搬入出車両  表 2-3 搬入出車両 (参考：現工場への搬入出車両)	衛生工場沈砂運搬車両、脱水汚泥運搬車両でバキューム車(10t)、また薬剤等供給車両でタンクローリー(20t)との記載があります。それぞれの車両の全長・全幅・車高・ホイールベース・回転最小半径等の寸法をご教示願います。	衛生工場沈砂運搬車両、脱水汚泥運搬車両のバキューム車(10t)は一般的な車両を想定ください。薬剤等供給車両はあくまでも現工場での車両条件となりますので、提案内容に合わせて設定ください。
18	要求水準書(案) (設計建設業務編)	44	第2章	第4節	1(2)	計画ごみ質	事業期間における20年間の計画ごみ量は、お示し頂いた計画ごみ量(令和11年度)を運営期間全年度にわたり適用させてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、運営期間中における処理量の条件は要求水準書(案)(管理運営業務編)に示すとおりです。また、実際の搬入廃棄物量に応じた支払いは変動料金で支払います。
19	要求水準書(案) (設計建設業務編)	44	第2章	第4節	1	処理能力・計画ごみ質	衛生工場沈砂・汚泥・最終処分場脱水汚泥は各社実績等に基づき設計となっています。より適正な設計のため、含水率などの実績値があればご提示ください。	実績値はないため、各社実績等に基づき設定ください。
20	要求水準書(案) (設計建設業務編)	44	第2章	第4節	1	処理能力・計画ごみ質	計画ごみ量 ⑥下水汚泥：4,880t/年 (上記の約半数が10月～11月頃に搬入されるため対応すること。)と記載があるため、該当時期の2ヶ月は、通常月の5倍程度の下水汚泥の搬入が想定されます。 運転計画の策定にあたり、秋季(10月～11月)は他季よりも低位発熱量の低いごみを燃焼する計画になると理解してよろしいでしょうか。 またその場合、入札参加者の設計条件統一のため、各季節の焼却対象ごみの三成分及び元素組成を提示いただけますようお願いいたします。	各季節のごみ質分析結果を入札公告時に示します。
21	要求水準書(案) (設計建設業務編)	45	第2章	第4節	1	処理能力・計画ごみ質	計画ごみ質の灰分の数値が2.1～8.3%と範囲が広いことに加え、特に低質ごみでは、2.1%と一般的な数値と比較しても低い数値となっております。施設竣工後に実際のごみが搬入され、計画値との乖離がみられる場合は協議していただけたらと考えてよろしいでしょうか。	計画ごみ質の低位発熱量の値によらず、灰分については2.1～8.3%の対応が可能な施設とします。計画ごみ質との大幅な乖離がみられる場合には協議とします。

要求水準書(案)に対する質問

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
22	要求水準書(案) (設計建設業務編)	45	第2章	第4節	1(2)3 )	①可燃ごみ 表2-5 可燃ごみ	計画ごみ質は、正規分布に基づいた出現頻度を考慮したもののという理解で宜しいでしょうか。処理対象物の性状が要求水準書に定めるごみ質(高質～低質)の範囲内にあっても、その出現頻度により補修費用、変動費用等が大きく変動します。 また、要求水準書第1章第3節1表1-1関係法令等の例示一覧「ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版(社団法人全国都市清掃会議)」においても、ごみ質は出現頻度を勘案した設計とされていると存じます。	ご理解のとおりです。 入札公告時に出現頻度を示します。
23	要求水準書(案) (設計建設業務編)	51	第2章	第4節	13	設計対象人員 表2-16 設計対象人員	見学者及び外来者の前提条件として、既設工場での見学対応に関する情報(見学者及び外来者の既設での実績人数(月別の累計人数若しくは回あたりの最大人数等)、1日当たりの見学の開催回数)を提示いただくことは可能でしょうか。運営業務を踏まえた設計・建設を行う上で必要と考えております。	入札公告時に示します。
24	要求水準書(案) (設計建設業務編)	60	第3章	第2節	8(3)	主要項目 1)	二段ピットの場合、ごみピット容量の算出は、「投入扉から中仕切りまで」はごみ投入扉のシュート下部まで、「中仕切りからごみ投入口まで」は中仕切り高さ以下で算出してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	要求水準書(案) (設計建設業務編)	60	第3章	第2節	8(4)	特記事項 9)	ごみピット底部の横断面隅角部の構造について、弊社実績による提案としてよろしいでしょうか。	横断面隅角部において、コンクリートの割れが発生せず、クレーンでピット全域をつかむことができ、排水の滞留がなくピット底面を滑らかに排水できる構造とした上で、提案を可とします。
26	要求水準書(案) (設計建設業務編)	71 72	第3章	第4節	2 4	ボイラ スートブロワ	ボイラのダスト除去装置としてスートブロワをご指定いただいておりますが、ボイラチューブの減肉対策を行うことを前提に他形式のダスト除去装置を提案してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。(スートブロワの形式は指定しておりません。)
27	要求水準書(案) (設計建設業務編)	71	第3章	第4節	1(5)	特記事項 5)	蒸気噴射以外の方式もお認めいただけないでしょうか。	スートブロワの形式は指定しておりません。5)は「蒸気噴射とする場合はボイラチューブの減肉対策を行うこと。」とします。
28	要求水準書(案) (設計建設業務編)	79	第3章	第4節	16 17	純水タンク 純水移送ポンプ	純水装置を逆浸透膜式とする場合、イオン交換樹脂の再生時間がないため、純水タンクは不要となります。そのため、純水タンクおよび純水移送ポンプの設置は実績に基づいた事業者提案とさせていただけないでしょうか。	純粋タンクを不要としても安定稼働が可能であることの説明及び実績を示した場合に限り、提案を可とします。
29	要求水準書(案) (設計建設業務編)	86	第3章	第6節		余熱利用設備	敷地境界までの配管敷設用のカルバート用地は、水泳場に供給する蒸気配管用カルバートの近辺に確保するとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書(案)に対する質問

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
30	要求水準書(案) (設計建設業務編)	92	第3章	第7節	8(4)	特記事項 2)	煙突頂部(煙突最頂部から1段下)までは階段を設置します。 煙突頂部(煙突最頂部から1段下)から煙突最頂部(屋根面)はタラップによる昇降としてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
31	要求水準書(案) (設計建設業務編)	94 96 100 103	第3章	第8節	5(1) 7(1) 14(1) 20(1)	5)特記事項①	灰出設備における各ピットの隅角部の構造について、弊社実績による提案としてよろしいでしょうか。	横断面隅角部において、コンクリートの割れが発生せず、クレーンでピット全域をつかむことができ、排水の滞留がなくピット底面を滑らかに排水できる構造とした上で、提案を可とします。
32	要求水準書(案) (設計建設業務編)	99	第3章	第8節	13(5)	特記事項 10)	正圧ではなく、周辺の壁床を防臭区画として灰ピットからの臭気や粉塵の侵入を抑えることでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	要求水準書(案) (設計建設業務編)	112	第3章	第11節	1	電源計画 (2)	現工場棟と更新工場棟、各々で受電することになり、「一需要場所・複数引込」及び「複数需要場所・一引込」の電気事業法場の取扱い(電気保安)について”(https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/files/juyoubasyohikikomi.pdf)に規定されている「(参照図1)1需要場所・複数引込み」の取扱いになるとの理解でよいでしょうか。 上記の理解で良い場合、更新工場棟から配電を行う施設の対象には、現工場棟は含まれないとの理解でよいでしょうか。	試運転期間中はご理解のとおりです。更新工場棟から現工場棟への配電は不要です。
34	要求水準書(案) (設計建設業務編)	112	第3章	第11節	1	電源計画 (7)	将来のノンファーム時に求められる出力制御のための設備を設けることとありますが、仕様については、電力会社との協議等により決定されるものと認識しています。したがって、仕様確定時に別途協議とさせていただけないでしょうか	詳細仕様は別途協議とします。
35	要求水準書(案) (設計建設業務編)	112	第3章	第11節	3(4)6 )	照明・計装	電気方式で、配電方式及び電圧において照明・計装が交流単相3線式210V/105Vとありますが、照明・コンセントの誤記でしょうか。また、計装の電圧はメーカによる提案とさせていただきますでしょうか。	記載内容は誤記ではありません。 要求水準書(案)に示すとおりとします。
36	要求水準書(案) (設計建設業務編)	113	第3章	第11節	5(3)	受電用 特高変圧器/ 主要項目2)	負荷時タップ切替装置付きとありますが、電力会社との協議により問題がない場合には、機器更新時の施設稼働への影響や維持管理費を考慮して無負荷タップ切替のほうが合理的と考えますので、無負荷タップ切替前提でのご提案とさせていただきますでしょうか。	無負荷タップ切替装置とした場合でも、負荷時タップ切替装置とした場合と二次側電圧変動が同様であることを示した場合に限り、提案を可とします。
37	要求水準書(案) (設計建設業務編)	118	第3章	第11節	14 (2)(3 )	非常用発電設備/ 非常用発電機(防災 用)	プラント用と防災用にて共用できる場合は、1台の非常用発電設備でのご提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書(案)に示すとおりとします。

要求水準書(案)に対する質問

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
38	要求水準書(案) (設計建設業務編)	119	第3章	第11節	15(2) 19	無停電電源装置/ 形式①	入力電圧のDC100V(停電時)及びAC100V(通常)とありますが、メーカー標準とさせて頂けませんでしょうか。	要求水準書(案)に示すとおりとします。
39	要求水準書(案) (設計建設業務編)	123	第3章	第12節	3(3)1 )	計装機器/ITV装置 表3-11 ITV装置リス ト(参考)	計装機器のITV装置リストで、プラットホーム9台以上とありますが、管理面で効果的な場所に設置することを条件に、台数は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書(案)に示すとおりとします。
40	要求水準書(案) (設計建設業務編)	124	第3章	第12節	4(1)	システム構成/ 分散型自動制御シス テム	分散型自動制御システム(DCS)と同等の操作性を有し、DCSより維持管理性に優れており、他施設での導入事例も多数あるPLC計装によるシステムを事業者提案させていただけないでしょうか。	要求水準書(案)に示すとおりとします。
41	要求水準書(案) (設計建設業務編)	124	第3章	第12節	4(1)1 )	分散型自動制御シス テム/ オペレータ コンソール	数量が8基以上となっておりますが、操業、維持管理の観点から合理的な台数を提案させていただけないでしょうか。	要求水準書(案)に示すとおりとします。
42	要求水準書(案) (設計建設業務編)	130	第3章	第12節	6	計装用空気圧縮機	雑用空気圧縮機と計装用空気圧縮機は、圧縮空気を全量オイルフリーとし、除湿を十分行い、空気の質を満足することを条件に兼用してもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に示すとおりとします。
43	要求水準書(案) (設計建設業務編)	138	第4章	第1節	2	外構工事	適切な工期見積および配置計画のため、全体配置図や地質調査結果の事前提供をお願いします。加えて、各図面のレベル(FH, DL, KBM)のTPでの値をご提示ください。	入札公告時に示します。
44	要求水準書(案) (設計建設業務編)	139	第4章	第1節	2(9) 1)	調整池	公園型ビオトープのエリアも含めて調整池として使用することは可能でしょうか。可能な場合、制約条件があればご教示下さい。また、貴市で想定される調整池の貯留量をご教示ください。	調整池の位置は、周辺への日影の影響を考慮した上で、更新用地内のいずれの設置も可とします。なお、公園型ビオトープやトイレの機能の維持・移設は不要とします。調整池の貯留量は、P139 2外構工事(9)2)に示す内容にて設計ください。
45	要求水準書(案) (設計建設業務編)	139	第4章	第1節	2(10)	資源物回収集積コー ナーの設置	「更新用地内に資源物の回収及び集積が可能な用地又は場所」とありますが、貯留に必要な面積(作業エリアを除く)をご提示いただけないでしょうか。	現工場と同程度とします。
46	要求水準書(案) (設計建設業務編)	140	第4章	第2節	2	計画概要	水泳場への蒸気配管及び電気供給配線について、更新工事中に工事の影響を受けないように仮設ラインへ移設を実施する必要があるものと考えてよろしいでしょうか。また水泳場次期事業のリニューアルオープン前改修期間中であれば、蒸気配管および電気供給配線の仮設工事の実施が可能と考えてよろしいでしょうか。	更新工事において、既存の蒸気・電気配管の継続利用が困難となる施工をされる場合は、継続利用が可能となるよう仮設ラインの設置をお願いします。水泳場次期事業のリニューアルオープン前改修期間中は未定のため、仮設工事が可能な時期は現時点では不明です。

要求水準書(案)に対する質問

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
47	要求水準書(案) (設計建設業務編)	143	第4章	第2節	3(2) 2)③	ごみピット・灰ピット b)	ごみピットの屋根のトップライトや外壁の窓を設置すると、光によるほこりのきらめき等がクレーン操作の妨げになります。また建具部に結露の原因となり、結露水に不純物が溶け込み腐食が生じることが懸念されるため、人工照明による明かりのみとさせていただきます。	ごみピット内の明るさを十分に確保するとともに、見学者窓からの視認性、環境負荷、ライフサイクルコストにも十分配慮した上で、提案を可とします。
48	要求水準書(案) (設計建設業務編)	144	第4章	第2節	3(2) 3)	炉室 ⑥	使用機能によってはコンクリート直均しで十分な室もあると考えます。すべてとの記載を必要に応じてしていただけないでしょうか。	「⑥コンクリート床は、機能に応じ、耐摩耗性、耐油性、耐薬品性、防食性、防じん性のある塗床仕上とする。炉下コンベヤ室等の水洗いをする室は、水洗いの頻度・方法、下部室の用途に応じて、防水及び保護コンクリートを施工すること。防水層には機械基礎等のあと施工アンカー等を行わないこと。」と改定します。
49	要求水準書(案) (設計建設業務編)	147	第4章	第2節	3(3)1 )	大会議室 ②	表 2-16 設計対象人員 (P51) において「見学者及び外来は最大150人/回」とありますので、大会議室の収容人数は150人程度と理解しますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	要求水準書(案) (設計建設業務編)	147	第4章	第2節	3(3)5 )	市職員 事務室	表 2-16 設計対象人員 (P51) において「市職員は5人程度」とあります。貴市職員の人数はどちらが正しいでしょうか。	市職員の人数は6人程度と改定します。
51	要求水準書(案) (設計建設業務編)	148	第4章	第2節	3(5)	平面計画 (休憩棟)	休憩棟はいずれかの施設と合棟も可能と考えてよろしいでしょうか。	動線の分離や車両渋滞を考慮した上で、提案を可とします。
52	要求水準書(案) (設計建設業務編)	151	第4章	第2節	5(2)	外部仕上げ 7)	金属金物類は、ステンレス製又は溶融亜鉛めっき仕上げとすることとしていただけないでしょうか。	「7) 屋外に設ける金属金物類は、ステンレス製を基本とし、耐久性・耐候性、美観性、景観性を考慮すること。」と改定します。
53	要求水準書(案) (設計建設業務編)	151	第4章	第2節	6	建築仕様 (1)	建屋は工場棟以外にもありますが、本項は工場棟の仕様を記載するとの理解でよいでしょうか。	対象施設に示されるすべての建築物を対象とします。
54	要求水準書(案) (設計建設業務編)	152	第4章	第2節	6(3)	構造 共通事項 2)	ごみホッパ室の外壁については、クレーン稼働時における振動伝搬、臭気の漏えい等がないこと前提とし、工程短縮および軽量化を目的に鉄骨造によるALC版とすることをお認めいただけますでしょうか。	要求水準書(案)に示すとおりとします。
55	要求水準書(案) (設計建設業務編)	157	第4章	第3節	3(2) 4)	排水設備 ②	” 工作室空調” と記載ありますが、” 工作室”、” 空調機械室” との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	要求水準書(案) (設計建設業務編)	158	第4章	第3節	4	ガス設備工事	プロパンガスの記載がありますが、都市ガス供給が可能な場合、都市ガスでの設備工事提案でも可能でしょうか。	要求水準書(案)に対する質問No.3の回答をご参照ください。

要求水準書(案)に対する質問

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
57	要求水準書(案) (設計建設業務編)	161	第4章	第4節	2(1)	照明設備 13)	高温用照明器具は一般用照明器具と比較し光束が低下し、必要照度を確保するためには1.5~2倍の器具を配置する必要があります。機器・配管等との配置調整が煩雑となります。その為、高温用照明器具の設置範囲を必要最小限とするため、「年間を通して炉室等室温が常時40℃以上になる場所には高温用照明器具を計画する」としていただけないでしょうか。	「13) 年間を通して、炉室等室温が常時40℃以上になる場所には高温用照明器具を計画すること。」と改定します。
58	要求水準書(案) (管理運営業務編)	3	第1章	第3節	5	関係官公署への報告・届出	関連する経費は全て運営事業者が負担するとありますが、貴市職員が自ら関係官公署へ報告、届出等を行うのに要する費用は貴市のご負担であり、運営事業者が負担するのは、貴市のご指示を受けて運営事業者自らが書類等の作成・提出する際に要した費用と理解してよろしいでしょうか。	市の指示の有無によらず、業務上必要となる関係官公署への報告、届出等は運営事業者の業務範囲です。その上で、本市職員が自ら報告、届出等を行う場合に要する費用はご理解のとおりです。
59	要求水準書(案) (管理運営業務編)	5	第1章	第3節	13	災害発生時の協力	「なお、処理に係る費用については、変動費にて支払うものとする。」とありますが、多量の廃棄物を処理するために生じる変動費だけでなく、処理に伴い追加的に生じる人件費や設備・機器の修繕費等を含めて、お支払の対象として頂けないでしょうか。災害廃棄物処理を実施する事業者が、その処理費用を負担せざるを得ないことにならないよう、ご配慮をお願いします。	要求水準書(案)に示すとおりとします。
60	要求水準書(案) (管理運営業務編)	6	第1章	第3節	16	保険	「管理運営業務において付保する保険の提案を検討するにあたり、貴市にて加入される建築総合損害共済によって補償される内容 (補償対象リスク、補償対象となる物件・設備の範囲、補償金額(*))、補償金額が変動する場合は変動条件、補償期間、免責事項・免責金額、被保険者)をご教示いただけないでしょうか。 *…災害リスクごとに補償金額やてん補割合が個別設定される場合はその内容も併せてご教示ください	入札公告時に示します。
61	要求水準書(案) (管理運営業務編)	9	第1章	第4節	5	本業務期間終了時の引渡し条件  (1)本施設の性能に関する条件 4)	「4)運営事業者は、引渡し時において以下の確認を行い、運転継続に支障のないことを確認すること。」としていただけませんか。20年運転した施設に軽微な汚損、発錆等もないことは現実的ではありません。	「4) ②a)・安定稼働に支障のある汚損、発錆、破損、亀裂、腐食、変形、ひび割れ、極端な摩耗等がないこと。」と改定します。
62	要求水準書(案) (管理運営業務編)	11	第2章		2	有資格者の配置運営 (3)	「運営事業者は、本施設に電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を配置すること」とありますが、貴市新清掃工場及び新破碎処理センター施設整備運営事業と同様に電気事業法第四十三条第2項による許可を得た主任技術者も該当するという理解でよろしいでしょうか。	ボイラー・タービン主任技術者については、ご理解のとおりです。

要求水準書(案)に対する質問

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
63	要求水準書(案) (管理運営業務編)	11	第2章		2	有資格者の配置運営 (3)	①『電気主任技術者は、本施設及び本施設から配電する「古橋廣之進記念浜松市総合水泳場ToBi0」(以下、「水泳場」という。)における電気事業法上の主任技術者に選任される。なお、必要となる費用は事業者の負担とする。』とありますが、水泳場における電気設備の整備計画案の策定や実行については、水泳場の事業者にて実施するものと理解してよろしいでしょうか。また、上記の整備計画案の策定や実行における責任範囲は水泳場の事業者の範囲に限られるという理解でよろしいでしょうか。 ②水泳場の事業者にて、電気設備に関する実務担当者等が配置される予定はありますでしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②水泳場の電気設備については、水泳場事業者にて実務担当者を配置する予定です。
64	要求水準書(案) (管理運営業務編)	12	第3章		1	受付管理 (2)	記録様式の変更等にかかる費用については、貴市の事情や法改正等の事由によるものに関しては請求可能のものでしょうか。	不可とします。 なお、計量システムの維持管理は市の所掌とします。
65	要求水準書(案) (管理運営業務編)	12	第3章		1	受付管理 (4)	「運営事業者は、本施設で料金徴収が発生する場合、本市が定める料金を、本市が定める方法で、本市に代わり徴収する」と記載ありますが、SPCから運営・維持管理業務を行う構成員に徴収業務を委託可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	要求水準書(案) (管理運営業務編)	12	第3章		3	受付時間 (2)	受付時間外で、貴市が指示して受付管理を実施する場合は、別途委託料を請求できるものと理解してよろしいでしょうか。また、繁忙期等時間外の業務が発生する日数等の実績データを頂けますでしょうか。	表2に示す受付日・受付時間を定常的かつ大幅に超える場合には本市と協議のうえ、決定するものとします。ただし、実績と同程度はこれによりません。実績データは入札公告時に示します。
67	要求水準書(案) (管理運営業務編)	14	第4章	第1節	7	重機類・車両等の仕様 (1)	当該重機・車両の所有権者は、貴市であると理解してよろしいでしょうか。	重機類・車両等はリースを可とします。 納入の場合の所有権者はご理解のとおりです。
68	要求水準書(案) (管理運営業務編)	21	第7章	第1節		物品・用役の調達・管理 (1)	当該備品・什器・物品の所有権者は、貴市であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	要求水準書(案) (管理運営業務編)	21	第7章	第1節		物品・用品の調達・管理 (2)	本施設が指定緊急避難場所として指定されることは想定されるでしょうか。	要求水準書(設計建設業務編)P40に示しますように、本施設は緊急避難場所の機能を有する施設とし、避難所として指定されることは想定しておりません。
70	要求水準書(案) (管理運営業務編)	25	第11章	第2節		啓発業務の計画・実施 (5)	運営事業者が計画・リスト化したものを、貴市が手配するものと理解してよろしいでしょうか。記載の意図をご教示願います。	協議用のリストとなります。各調度品は運営事業者にて手配してください。

要求水準書(案)に対する質問

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
71	要求水準書(案) (管理運営業務編)	26	第11章	第3節		見学者対応 (1)	「なお、官公庁からの視察者等の対応は、本市も協力するため連絡を密にすること。」とありますが、官公庁向けの見学対応は、より対応を円滑にするため貴市の範囲として頂けないでしょうか。なお、事業者も貴市の行う見学対応に対して協力いたします。	要求水準書(案)に示すとおりとします。
72	要求水準書(案) (管理運営業務編)	30	第13章	第4節		警備・防犯 (1)	「本施設の警備のため定期的な巡回を実施」とありますが、夜間・休日は機械警備による警備・防犯を主体とするとの理解でよろしいでしょうか。	提案を可とします。
73	要求水準書(案) (管理運営業務編)	1	別紙1			測定項目及び頻度	熱灼減量と主灰・飛灰・飛灰処理物の頻度が12回/月以上となっていますが、12回/年以上としていただきますようお願いいたします。	1回/月以上に修正します。

浜松市西部清掃工場更新事業 実施方針等に対する質問・意見への回答

実施方針に対する意見

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
1	実施方針					用語の定義	<p>①「管理運営委託契約をSPCと締結する」とありますが、管理運営委託契約における運営期間の契約保証金や契約保証金に変わる履行保証等の金額については、全運営期間を通じた運営委託料総額に対しての10%等ではなく、単年度委託料の10%等適切な金額としていたくことを希望します。適切な金額とすることで、事業費抑制につながるためです。</p> <p>②運営期間に事業者が付保する履行保証等は、運営期間中に毎年度差し入れ又は更新をすることとして頂けないでしょうか。複数年単位での差し入れが困難となるケースが生じており、確実な履行保証の付保を実現するためです。（なお、契約保証金の金額は①とすることを希望します。）</p>	<p>①年間委託料相当金額の100分の10を想定しています。</p> <p>②履行保証等は、運営期間中に毎年度差し入れ又は更新をすることを認めることを想定しています。</p> <p>詳細は、入札公告時に示します。</p>
2	実施方針	1	I	1	(5)イ	契約形態 ④	<p>「本市は、SPC、運搬企業と、運搬に係る三者契約を締結する。」とありますが、平成28年3月30日付環境省通知「廃棄物の清掃及び処理に関する法律第6条の2第2項に基づく業務委託におけるPFI事業等の取扱いについて（通知）」（環廃対発第16033010号）に則り、廃掃法上の再委託禁止に関する疑義が生じないようSPCは契約の事務手続や取次ぎのみを所掌とした契約としていただきますようお願いいたします。</p>	ご意見として承ります。
3	実施方針	1	I	1	(5)イ	契約形態 ⑤	<p>「本市は、SPC、資源化企業と、資源化に係る三者契約を締結する。」とありますが、平成28年3月30日付環境省通知「廃棄物の清掃及び処理に関する法律第6条の2第2項に基づく業務委託におけるPFI事業等の取扱いについて（通知）」（環廃対発第16033010号）に則り、廃掃法上の再委託禁止に関する疑義が生じないようSPCは契約の事務手続や取次ぎのみを所掌とした契約としていただきますようお願いいたします。</p>	ご意見として承ります。

実施方針に対する意見

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
4	実施方針	6	Ⅱ	2	(1)	事業者の募集・選定スケジュール作成(予定)	参加表明書、入札参加資格確認申請書等の受付が令和6年6月上旬となっています。 灰の運搬業務、資源化業務を担当する企業については、入札公告後の要求水準書など各種要件を確認したうえで、貴市にとって最適のご提案を検討してまいります。運搬・資源化のフォーメーションを検討する時間を十分に確保したく、本業務に関する構成企業の開示についてのみ、提案書提出時(令和6年9月上旬)とさせていただきますか。 他自治体にて、運搬企業・資源化企業の開示を提案書提出時とした事例がございますので、ご要望ございましたら参考までにお示いたします。	ご意見として承ります。
5	実施方針	7	Ⅱ	3	(5)ク	入札参加者の備えるべき参加資格要件	入札説明書等に関する質問回答の公表(第1回)から参加表明書、入札参加資格確認申請書等の受付までに時間的猶予が無いように見受けられます。 入札参加資格確認申請における提出書類を効率良く準備できるよう、各要件の証明書類を一覧表にして入札公告時に提示いただけますでしょうか。	ご意見として承ります。 また、実施方針に対する質問No.8の回答を参照ください。
6	実施方針	11	Ⅱ	3	(2)エ ③	各業務を行う者の要件	「運搬業務を実施するための必要な許認可(一般貨物自動車運送業許可、一般廃棄物収集運搬業許可※)を取得していること。」とありますが、通常自治体からの委託業務の場合は一般廃棄物収集運搬業許可が不要であるため、当該許可を有していない運搬企業も存在します。 つきましては、必要な許認可は一般貨物自動車運送業許可のみとしていただけないでしょうか。	本市が委託する一般廃棄物の運搬及び処分は許可不要となるため、要件を以下のように改定します。 「運搬業務を実施するために必要な許認可(一般貨物自動車運送業許可)を取得していること。」と改定し、「一般廃棄物収集運搬業許可を有していること、もしくは、地方公共団体の発注する業務として、提案する処理残渣の運搬にかかる業務の実績を有していること。」を要件として追加します。  また、資源化企業にかかる要件(オ③)についても同様に、以下とします。 「副生成物の資源化施設において本業務を実施するために必要な許認可(一般廃棄物処理施設設置許可)を取得していること。」と改定し、「一般廃棄物処分業許可を有していること。もしくは、地方公共団体の発注する業務として、提案する処理残渣の資源化にかかる業務の実績を有していること。」を要件として追加します。  詳細は、入札公告時に示します。
7	実施方針	17	Ⅳ	1	(3)カ	立地に関する事項	北側農地について、日照時間を十分(冬至で9時間30分)確保するようしていただきたい。近隣地区と同等の日射量は必要です。	日影については事業者と協議し、周辺への影響が少なくなるよう配慮します。

実施方針に対する意見

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
8	実施方針	24	別紙-2	共通	-	物価変動リスク ※2	事業者の負担となる一定範囲内は、「公共工事標準請負契約約款」第25条に基づく1000分の15の範囲内は事業者負担とし、超過した部分は発注者負担とする考え方を、本事業においても採用いただくことを希望します。	ご意見として承ります。 また、実施方針に対する質問No.1の回答を参照ください。
9	実施方針	24	別紙-2	共通	-	物価変動リスク	物価変動による設計・建設業務に係る対価の変動を、土木、建築物、プラント設備の各工事で分けて算定させて頂けませんか。 なぜなら、建設工事は土木工事、建築工事、プラント工事（設機械設備・配管・電気計装工事）の異業種混同工事になるので、工事の各業種で物価等の変動が異なり、適切に設計・建設業務に係る対価に物価変動を反映できません。	物価改定を含めた契約条件については、入札公告時に示します。

実施方針に対する意見

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
10	実施方針	24	別紙-2	共通	-	物価変動リスク	物価変動に伴う価格改定について下記2点ご検討下さい。 ①物価変動による改定の初回起算日は、「債務負担行為設定日」又は「入札公告日（公募公示日）」とする。②物価変動による改定に際し、現在PFI事業契約に規定されている事業者負担（1.0%又は1.5%）をゼロとする。 上記は、特定非営利活動法人日本PFI・PPP協会が公表する「PFI事業契約における「サービス対価」（建設工事費）の物価変動による改定方法に係わる提言（2023年12月15日付）」の内容です。昨今の物価高騰により多くのPFI事業にて大きな影響が生じておりますが、これは契約上の物価変動に伴うサービス対価の改定方法に構造的課題があり、その調整が十分機能していないことが原因とされています。なお、上記提言は建設工事費と表していますが、運営維持管理費の物価変動も同様のため、運営維持管理費を含めてご検討ください。	物価改定を含めた契約条件については、入札公告時に示します。
11	実施方針	24	別紙-2	共通	-	物価変動リスク ※2	「物価変動に伴う価格改定の物価の基準は契約日ではなく、入札日を基準として頂くようお願いいたします。 入札日から契約日の物価変動を事業者が想定して入札価格に反映するのが困難です。昨今は、ウクライナ紛争等で短期間で物価が著しく変動する場合もあり、ご検討をお願いいたします。 なお、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課の令和4年12月27日事務連絡で「3 予定価格の適切な設定について予定価格の設定に当たっては、最新の労務単価、資材等の実勢価格に反映すること。また、積算に用いる資材単価について、可能な限り入札日に近い時点における最新の単価を用いること。」は、同様の趣旨で入札日を基準にする旨で連絡されていることと存じます。	物価改定を含めた契約条件については、入札公告時に示します。
12	実施方針	24	別紙-2	共通	-	事業中止・変更・遅延に関するリスク	各構成企業の業務履行について、構成企業間の連帯保証に関する規定はしないこととしていただけますようお願いいたします。連帯保証に伴い構成企業が双方で抱えるリスクは過大であり、地元企業を含めた本事業への幅広い参画が難しくなることが懸念されます。	連帯保証を含めた契約条件については、入札公告時に示します。
13	実施方針	25	別紙-2	運営段階	-	不適物混入リスク	搬入されるごみから不適物を全て除去することは現実的に不可能です。発火等のリスク顕在化に対処するための設備は十分に配慮いたしますが、それでもリスクは残存するものと思料いたします。かかるリスク顕在化時の貴市と事業者の紛争を避けるために、処理困難物排除に関する「善良なる管理者の注意義務」として事業者が実施すべき義務を明確にさせていただきたく思います。	「善良なる管理者の注意義務」は、民法644条に規定される善良な管理者の注意義務を意図しています。一律に定められるものではなく、事象ごとに対応が判断されるものと考えます。

実施方針に対する意見

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
14	実施方針	25	別紙 2	運営 段階	-	施設損傷リスク	貴市の事由による損傷以外は、すべて事業者側の責任となっておりますが、事業者側に過大なリスク負担となっております。事業者の事由による損傷のみを、事業者側の責任分担に変更願います。	ご意見として承ります。

浜松市西部清掃工場更新事業 実施方針等に対する質問・意見への回答

要求水準書（案）に対する意見

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
1	要求水準書(案) (設計建設業務編)	17	第1章	第7節	5	表1-2 性能保証項目 14 緊急作動試験①	<p>交付率1/2の交付金の非常用発電機の能力の条件は1炉分の立上げ能力ですが、本記載に基づくと、3炉全てを稼働させる能力が必要となります。</p> <p>弊社の認識としては、施設を安全に停止するとは、各機器を速やかに停止することであり、非常用発電機は機器の停止に使用します。以上を踏まえ、交付金の趣旨に沿った設備仕様をご検討頂きたく、お願いいたします。</p>	<p>非常用発電機の必要能力は、要求水準書（設計建設業務編）（案）P118に示しますように、「3炉稼働時の全停電時に焼却炉を安全に停止させるため（焼き切りまで）に必要な容量（管理部分の建築設備用電源含む）、全炉停止後、1炉の立上げ（蒸気タービン発電機の稼働まで）に必要な容量のいずれも満足する能力を確保すること。」とし、「焼き切り」は、一般廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第4条の5 によるものとしします。</p>
2	要求水準書(案) (設計建設業務編)	30	第1章	第11節	7(1)	残存工作物等	<p>予期せぬ大規模な工作物の撤去費用及び工程影響による費用を建設事業者が入札時に見積もることは不可能であるため、貴市のご負担として頂けないでしょうか。</p>	<p>要求水準書（案）に示すとおり、別途協議を行うものとしします。</p>
3	要求水準書(案) (設計建設業務編)	30	第1章	第11節	7(2)	地中障害物	<p>予期せぬ大規模な工作物の撤去費用及び工程影響による費用を建設事業者が入札時に見積もることは不可能であるため、貴市のご負担として頂けないでしょうか。</p>	<p>要求水準書（案）に示すとおり、別途協議を行うものとしします。</p>
4	要求水準書(案) (設計建設業務編)	56	3	2	1	計量機	<p>”計量システムは本市が採用するシステムを受け入れること”とありますが、事業者提案とさせて頂いていただけませんか。プラットホームの車両管制と連動させ、渋滞緩和かつプラットホーム内での待車防止による安全性向上につながれると考えています。</p>	<p>要求水準書（案）に示すとおりとします。</p>
5	要求水準書(案) (設計建設業務編)	56	第3章	第2節	(5) ク 7)	特記事項	<p>内容からすると計量機システムと連携することが予想されるため、不正搬入監視と計量システムともに貴市にて設置されるのが望ましいと考えます。</p>	<p>要求水準書（案）に示すとおりとします。</p>
6	要求水準書(案) (設計建設業務編)	56	3	2	2	プラットホーム	<p>”一方通行式”のご指定ですが、敷地有効利用の観点から安全対策を十分に行うことを前提に対面通行式の提案を可としていただけませんか。</p>	<p>要求水準書（案）に示すとおりとします。</p>
7	要求水準書(案) (設計建設業務編)	59	3	2	6 7	汚泥受入設備 汚泥移送設備	<p>汚泥受入設備と汚泥移送設備を設置するご指定ですが、ごみの燃焼を問題なく行うことを前提にごみピットでの直接受入を可能としていただけませんか。</p> <p>本更新工事のし渣・沈渣・汚泥の混焼率は6%程度であり、弊社実績からも十分にごみピット直接受入にて処理が可能と考えております。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

要求水準書（案）に対する意見

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
8	要求水準書(案) (設計建設業務編)	60	3	2	8	ごみピット	”有効容量はごみピット底面からごみ投入扉のシュート下部まで”とあります。地盤掘削量低減の観点から、ごみ焼却施設整備の計画・設計要領2017改正版に記載の通り、有効容量はごみピット底面からごみ扉下面の水平線以下としていただけないでしょうか。	要求水準書（案）に示すとおりとします。
9	要求水準書(案) (設計建設業務編)	70	第3章	第3節	9(3)5 ④	特記事項	助燃バーナは主に立上時に使用し、立上後の使用しない時は炉外へ引き出せる構成とします。 再燃バーナは瞬時的なごみ質変動やターンダウン時の燃焼温度保持を即座に行うため常時炉内への設置を提案します。	提案を可とします。
10	要求水準書(案) (設計建設業務編)	74	3	4	6	ボイラ給水ポンプ	”脱気器をバイパスし、復水タンクから直接ボイラへ給水できる機能を有すること。”とあります。水張用であれば全休炉時からのみ使用可能ですが、ボイラ給水ポンプ吐出配管はヘッダを設け、ヘッダーから各系列ボイラへ給水するため、1炉でも運転中であれば水張用としての使用はできず、使用頻度が低いと想定されます。別途水張用の給水ラインを設けるとして、この文言は削除いただけないでしょうか。	「4)脱気器をバイパスし、復水タンクから直接ボイラへ給水できる機能を有すること。この時、ポンプ吸い込み側の正圧が確保される方式とすること。」を削除します。
11	要求水準書(案) (設計建設業務編)	77	3	4	13	蒸気復水器	”ボイラ蒸発量全量を冷却できる”とありますが、復水器が過大となることが想定されるため、”プラント設備で運転中に常時使用する高圧蒸気を除いた全量に対し、適切な余裕を持たせる”ものとしていただけないでしょうか。	「13 ボイラ蒸発量全量を冷却できる能力を有すること。」を削除します。
12	要求水準書(案) (設計建設業務編)	97	3	8	(1)	主灰冷却装置	”乾式を基本とすること”とありますが、資源化業務までが業務範囲であるため、資源化先との契約を考慮し事業者提案の方式としていただけないでしょうか。	要求水準書（案）に示すとおりとします。
13	要求水準書(案) (設計建設業務編)	105 156	3 4	9 3	2 3	水槽類仕様	水槽類リストでは高置水槽は”必要に応じて設置”となっています。一方で”給排水・衛生設備”では”空調設備用給水は、生活用水高架タンクより分岐を設けるものとする”、”飲料用揚水ポンプ容量は、高置水槽を30分間以内で満たす容量とする”とあります。 生活用水供給ポンプを非常用電源に接続するなど、施設の安全・非常時の対応を考慮したうえで、生活用水用高置水槽を事業者提案とさせていただきます。生活用水用高置水槽を事業者提案とさせていただきます。生活用水用高置水槽を事業者提案とさせていただきます。	生活用水用高置水槽は事業者提案とします。

要求水準書（案）に対する意見

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
14	要求水準書(案) (設計建設業務編)	108	3	10	(3)	ごみピット	ごみピット汚水処理について、“ろ過後ごみ汚水ポンプにて、ピット循環処理することを基本とするが、炉内に圧送噴霧して処理することも可能とすること”とあります。これに対して弊社実績ではろ過器を設けず、ごみピット汚水をそのままごみピットに戻す方式で問題なく運用ができております。過大な設備費やメンテナンス費になることを防ぐため、ごみピット汚水の排水処理方法を事業者提案とさせていただきますだけではないでしょうか。	提案を可とします。
15	要求水準書(案) (設計建設業務編)	118	3	11	14	非常用電源装置	非常用発電機がプラント用と防災用の計2基を設置するご指定となっています。災害発生時、プラントの安全な停止と防災用電源を十分に確保するものとして、1基での兼用を可としていただけないでしょうか。	要求水準書（案）に示すとおりとします。
16	要求水準書(案) (設計建設業務編)	142 145	4	2	3	平面計画	p.142では”空気圧縮機室、油圧装置室、送風機室、誘引通風機室、破碎機室等の騒音の発生する設備については密閉した室に収納し騒音・振動の遮断を配慮すること。”とありますが、p.145では”誘引通風機、押込送風機、空気圧縮機、その他の騒音発生機械は、必要に応じて専用の室に収納し、”とあります。適切な防音・振動対策を行い敷地境界での騒音値を遵守することを条件に、設置位置を事業者提案とさせていただきますだけではないでしょうか。	提案を可とします。
17	要求水準書(案) (設計建設業務編)	163	第4章	第4節	3(7)	誘導支援設備 1)	諸室間の通話を目的とする相互式インターホンは構内電話で代用してよろしいでしょうか。	提案を可とします。
18	要求水準書(案) (管理運営業務編)	5	第1章	第3節	13	災害発生時の協力	災害廃棄物等が増加することにより、ごみ量が著しく計画処理量を超過した場合には、実施方針 別紙-2の「※5 搬入されるごみ等の量の変動は、固定料金及び変動料金の2料金体制を採用することにより対応し、計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、本市、事業者との協議とする。」が適用されるという理解でよろしいでしょうか。	災害廃棄物の処理は要求水準書（案）に示すとおり、変動費での支払いとします。
19	要求水準書(案) (管理運営業務編)	15	第4章	第4節	(6)	搬入管理	「本施設外での廃棄物等の飛散を防止するため必要に応じて適切な指示をすること」とあります。本施設内で発見時報告等は可能と考えますが、ごみ収集に係る所掌区分は浜松市様のため、本件の指示や啓蒙は浜松市様で対応いただけますようお願いいたします。	本施設内での発見時の報告及び指示、本施設でのポスター等での啓蒙を対象とします。